

		課長		課長補佐		主任・係長		審査者		検算		設計者	
--	--	----	--	------	--	-------	--	-----	--	----	--	-----	--

令和 7 年 度				阿賀町 5 処理区マンホールポンプ更新（その 2）工事				当初 設計書			
工 事 番 号				施 工 地							
R07阿下第 9 号				新潟県東蒲原郡阿賀町				鹿瀬		地内	
		実 施 ・ 元			変 更						
設 計 額											
契 約 額											
(内消費税額)		(円)			(円)						
工 事 ・ 履 行 日 数		工事日数 日間 又は 完成期限 令和 8 年 1 月 20 日			日間（付与日数 日間） 完成期限 令和 年 月 日						
実 施 (元) 設計概要		主ポンプ更新 N = 2 箇所 (3 台) 水中汚水汚物ポンプ (脱着式) φ 80 × 0.266m ³ /min × 4.8 ~ 9.7m			変 更 設計概要						
										阿 賀 町	

総 括 情 報 表

事業名 設計書名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用基準日 諸経費体系	阿賀町下水道事業 阿賀町 5 処理区マンホールポンプ更新（その 2）工事 実施単価 津川① 7. 09. 20(0) 国土交通省補助事業 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会発行） 第2巻 ポンプ場・処理場施設（機械設備）編 参照	
	当 世 代	前 世 代
工種区分 施工地域区分 前払率 契約保証に係る保証 労務単価の補正率 小型車補正	機械設備請負工事 40% 金銭的保証 0%:補正なし 小型車補正なし	

本 工 事 費 内 訳 書

[illegible]

本 工 事 費 内 訳 書

[illegible]

明 細 書

門

直接材料費 (1 / 1)

第 3 号表

名 称	形 状 長 × 巾 × 寸 × 法厚	員 数	実 施 設 計				変 更 設 計				摘 要
			数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
ス テ ン レ ス 鋼 鋼 管	SUS304 Sch20S 80A		3.30	m							建設物価R7.9 積算資料R7.9 平均値
〃	同上付属率		4.62	m							
計											

四

第 4 号表

[illegible]

明 細 書

四

機械設備据付労務費

第 5 号表

[illegible]

門

第 6 号表

[illegible]

円

第 7 号表

[illegible]

阿賀町全図

阿賀町下水道事業

R7阿下第 9 号

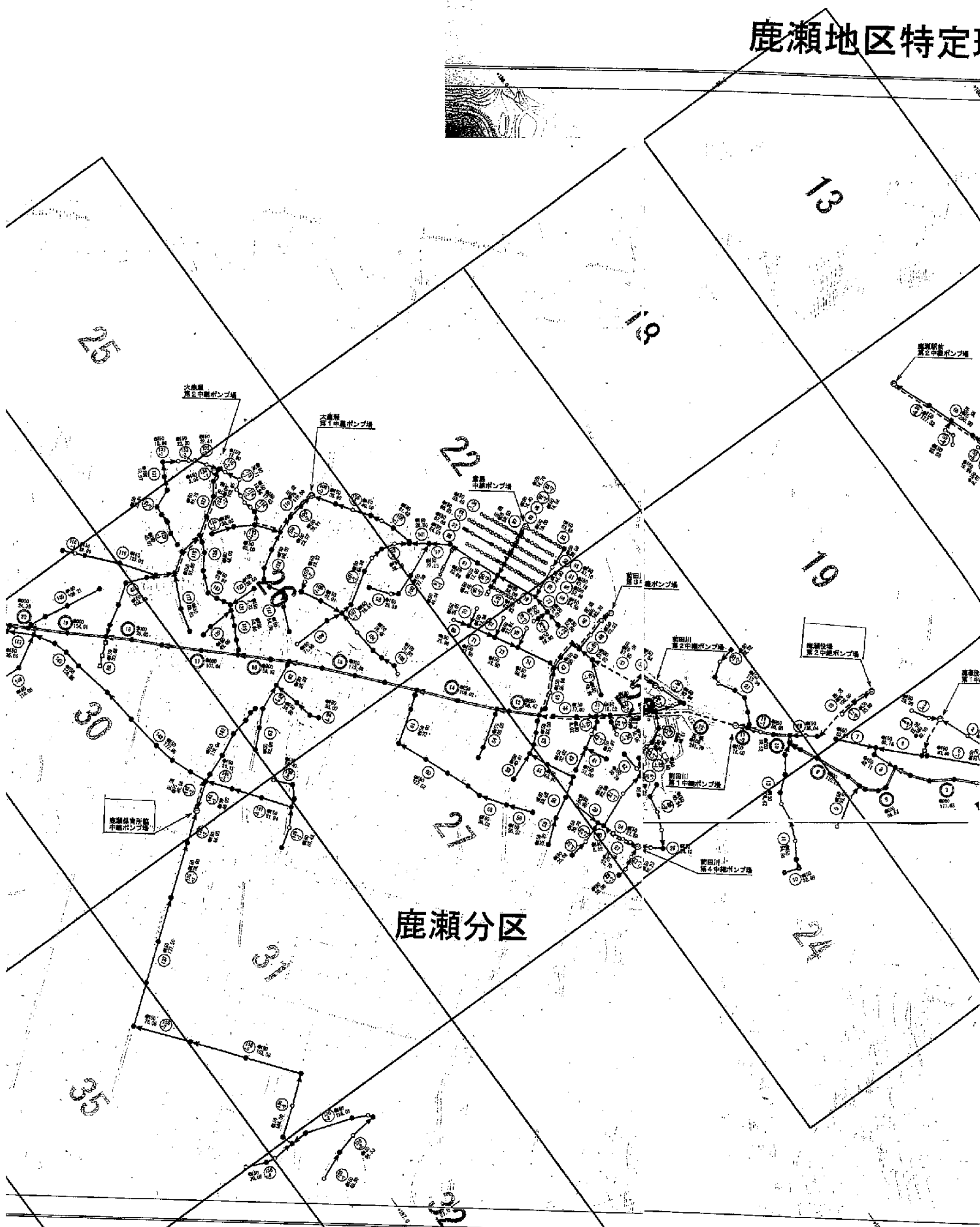
阿賀町5処理区マンホールポンプ更新（その2）工事

鹿瀬支所第2マンホールポンプ

鹿瀬保育所脇マンホールポンプ



種別	色
市界	黒
町界	赤
村界	青
主要道路	黄
河川	青
鉄道	黒
国境	赤
海岸線	青



阿賀町 5 処理区マンホールポンプ更新（その 2）工事

特 記 仕 様 書

阿賀町 上下水道課

1 一般共通事項

1.1 総 則

本仕様書は、阿賀町が発注するマンホールポンプ更新工事に適用する。

法令、その他特別に定めるものの他は、本特記仕様書、図面並びに本町監督員（以下監督員という）の指示に従い、誠実にしてかつ定められた納期内に完全を実施するものとする。

また、本仕様書に定められていない事項については、すべて監督員の指示による。

以下詳細については、本仕様書及び設計図書による。

1.2 工事施工基準

本仕様書は工事全般に関する一般事項を示すものであり、各工事の詳細については別紙設計書及び本仕様書に基づき完全に施工する。

請負者は、係員の指示を受け本仕様書、設計書、設計図書に準拠して施工すること。

1.3 基準規則

本仕様書に記載しない事項について準拠すべき規格及び基準は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) J I S | (日本工業規格) |
| (2) J E S | (電気規格調査会標準規格) |
| (3) J E M | (日本電機工業会標準規格) |
| (4) J E S C | (電気技術規格委員会) |
| (5) 電気設備技術基準 | (経済産業省令) |
| (6) 内線規定 | (日本電気協会) |

1.4 製作の着手

請負者は契約後、速やかに本仕様書及び設計図書に基づき、工程表並びに承認図を作成し、係員の承認を受けた後、製作、施工に着手すること。

また、本設備の機器の製作固有の設計による製品で本仕様書及び設計図書と異なるときは、事前に理由を申し出て、係員の承認を得なければならない。

1.5 施工

請負者は設計書及び仕様書に関して疑義が生じた場合、全て係員の指示に従うこと。請負者は仕様書、設計書及び設計図書に明記されていない事項であっても修繕上当然必要な事項に関しては、請負者の負担においてこれを施工する。

1.6 工事の中止

計画の変更、工事中の検査、関連工事との取り扱い、或いは請負者が係員の指示に従わないとき、または請負者に工事遂行能力がないと認めた場合には、この工事の一部または全部について工事の中止を命ずることができる。

係員は必要ある場合は設計変更を行う。

1.7 施工管理

- (1) 請負者は契約後、阿賀町の指定日以内に必要な手続きを履行するとともに次の書類を提出し、係員の承認を得ること。
 - (a) 工事着手届
 - (b) 工事工程表
 - (c) 現場代理人届
 - (d) 主任技術者届
- (2) 資格を必要とする作業はそれぞれの資格を有するものが施工しなければならない。
- (3) 請負者は工事の施工にあたっては付近の居住者に迷惑のかからぬよう公害防止に努めなければならない。
- (4) 現場代理人は工事中現場に常駐し、係員の監督を受け、施工管理、機械の保管並びに現場従業員の保安面や取締等に専念すること。

また、事故の処理に当たっては、即決権を有すること。
- (5) 一旦承認された現場代理人及び現場従業者といえども、係員が不適当と認めた場合、請負者は直ちに適任者に交替させること。
- (6) 請負者は施工にあたって関連業者との連絡を密にして、工事の進捗を図るとともに工事限界部分については相互に協力し、全体として欠陥のない設備とすること。

1.8 土地及び物件

請負者が工事を行うために直接或いは間接的に場内を使用する場合は、その使用範囲、目的、機関等について書面により事前に係員の承認を受けること。

1.9 保安及び衛生管理

請負者は工事修繕の施工にあたって常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

1.10 仮設物

- (1) この工事に必要な仮設物（詰所、機材置場、工作物等）は、全て請負者の責任において準備すること。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合、係員の許可を受け、指示に従い設置すること。

1.11 竣工検査

- (1) 工事完了にあたっては、検査員の竣工検査を受けることとし、検査合格をもって受渡し完了とする。
- (2) 竣工検査を受ける場合は、当該区域を清掃整理し、係員に竣工届を提出すること。
- (3) 竣工検査を受けるに当たっては、竣工図書を製作し、係員に提出すること。

1.12 提出書類

本工事において、請負者は下記の工事関係書類を提出すること。

なお、これらに要する費用は請負者の負担とする。

- (1) 現場代理人届、主任技術者決定通知書 1 部
- (2) 着手届、工程表（工期全体） 1 部
- (3) 施工計画書 1 部
- (4) 打合せ議事録（監督員との打合せ後） 1 部
- (5) 完成図書等
 - イ 工事写真帳
 - a. 着手前写真 1 部
 - b. 完了後写真 1 部
 - c. 作業中写真 1 部
 - ロ 工事完了届 1 部
 - ハ 請求書 1 部

1.13 建物、道路等の損傷に対する補修

施工に際し建物、道路等を損傷した場合は、係員の指示に従い、完全に修復すること。

2.1 取替対象

鹿瀬支所第 2 マンホールポンプ本体（1 台）

鹿瀬保育所脇マンホールポンプ本体（2 台）

※詳細は別添機器仕様書による。

2.2 工事内容

- ・ 機器製作
- ・ 更新対象マンホールポンプの撤去搬出、搬入据付
- ・ ケーブル解線撤去、通線結線
- ・ 取替完了後の試運転調整
- ・ 撤去品産廃処理
- ・ (必要に応じて水位の再設定)

2.3 その他

機器製作にあたり、事前に承認図を提出し承諾を得たのち製作するものとする。

この業務に必要な仮設類・工具類は全て請負者の責任において用意すること。

取替作業に際しては、他の設備を損傷しないよう十分な養生を行うこと。

取替作業は十分な知識をもつ熟練工が行うこととし、万が一不具合発生時を考慮し、製造メーカーの全面的なバックアップを受けられる体制を事前に整えること。

取替完了後は、監督員立会いの上試運転を行うこと。

阿賀町下水道事業
令和7年度
阿賀町5処理区マンホールポンプ 更新（その2）工事

仕 様 書

新 潟 県 阿 賀 町

リ ス ト

[illegible]

機 器 仕 様 書

名 称 鹿瀬処理区 鹿瀬支所第2マンホールポンプ取替

見 積 り 番 号	K - 1	整 理 番 号		数 量	2 台
準 諸 規 格	日本下水道事業団、JIS他				
仕 様	(1) 形 式：水中汚水汚物ポンプ（脱着式） CNWX651 (2) ポンプ口径：80mm (3) 吐 出 量：0.266 m ³ /分 (4) 揚 程：9.7m (5) 電 動 機：1.5kW×200V×50Hz×4P (6) 台 数：1台				
主 要 部 材 質	(1) ケーシング：FC200以上 (2) 羽 根 車：13C r ステンレス鋳鋼又は18-8C r -N i 鋳鋼 (3) 主 軸：13C r ステンレス				
付 属 品	(1) 水中ケーブル（端子箱まで） : 1 式 (2) 吊上げ用チェーン(SUS304製) : 1 式 (3) 特殊工具 : 1 式 (4) 端子箱 : 1 個 (5) その他必要なもの : 1 式				
使 用 条 件	使用目的 汚水を処理場へ揚水するためのものである。				
	使用条件 下水（分流式）	設置場所	屋外 屋内		
参 考 図	有（別紙 外形図） 無				
製作者指定・登録等	有 無				
工 場 検 査	社内 立会 公的機関				
制 約 事 項	特になし 有り（ ）				
備 考					

機 器 仕 様 書

名 称 鹿瀬処理区 鹿瀬保育所脇マンホールポンプ取替

見 積 り 番 号	K-2	整 理 番 号		数 量	1 台
準 諸 規 格	日本下水道事業団、JIS他				
仕 様	(1) 形 式：水中汚水汚物ポンプ（脱着式） CW65 (2) ポンプ口径：80mm (3) 吐 出 量：0.266 m ³ /分 (4) 揚 程：4.8m (5) 電 動 機：1.5kW×200V×50Hz×4P (6) 台 数：2台				
主 要 部 材 質	(1) ケーシング：FC200以上 (2) 羽 根 車：13C r ステンレス鋳鋼又は18-8C r -N i 鋳鋼 (3) 主 軸：13C r ステンレス				
付 属 品	(1) 水中ケーブル（端子箱まで）：1 式 (2) 吊上げ用チェーン(SUS304製)：1 式 (3) 特殊工具：1 式 (4) 端子箱：1 個 (5) その他必要なもの：1 式				
使 用 条 件	使用目的 汚水を次のマンホールへ揚水するためのものである。				
	使用条件 下水（分流式）			設置場所	屋外 屋内
参 考 図	有（別紙 外形図） 無				
製作者指定・登録等	有 無				
工 場 検 査	社内 立会 公的機関				
制 約 事 項	特になし 有り（ ）				
備 考					

